

農林水産省における取組状況

- 平成20年度税制改正要望事項について……………1
- バイオ燃料地域利用モデル実証事業について……………5
- 全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会の取組に
ついて……………6
- 地域バイオマス発見活用促進事業について……………10
- 研究独法バイオ燃料研究推進協議会について……………11

平成19年9月21日
農林水産省

税 目 揮発油税・地方道路税

[要望事項]

バイオエタノール混合ガソリンに係る軽減措置の創設

1. 政策目的

背景

・京都議定書目標達成計画において、バイオマス由来燃料の輸送用燃料を2010年までに50万KL導入することを閣議決定(2005年4月28日)
 ・「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」において、2030年頃までに600万KL(農林水産省試算)の生産を可能とする国産バイオ燃料の生産拡大に向けた工程表を作成。

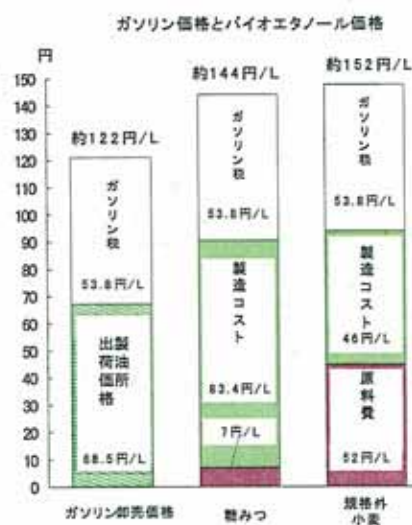
現状と課題

・揮発油等の品質の確保等に関する法律(2003年8月施行)により、エタノールのガソリンへの混合は3%まで可能とされたが、我が国ではエタノールをガソリンと混合した際、エタノール混合分にもガソリン税が賦課されるためガソリンより割高となり、普及拡大の足かせとなっている。
 ・2007年度より「バイオ燃料地域利用モデル実証事業」において、実用化規模のプラント整備に着手し、バイオエタノールの生産・利用拡大を図ろうとしているところ。

政策目的

ガソリン税のうち、バイオエタノール混合分を非課税扱いとすることにより、バイオエタノールの利用拡大に伴うCO₂削減と農山漁村地域の活性化等に寄与することを目的とする。

2. 特例の概要



バイオエタノールをガソリンと混合して利用する場合、バイオエタノール混合分について、ガソリン税を免除する。

(参考) バイオエタノールとは
 バイオエタノールは、植物等のバイオマスを原料として製造されるため、燃焼しても大気中のCO₂を増加させない特性を持った燃料であり、ガソリンと混合することにより、ガソリンの燃焼時に発生するCO₂の排出を減少させる効果を有する。

- ①ガソリン：製油所出荷価格：2007年5-7月の平均卸売価格 (出典：石油情報センター)
- ②糖みつ
 原料費：糖みつ2000円/トン(出典：日本蔗糖工業会) = エタノール原料7円/L (2200トンの糖みつから720KLのエタノールを製造)
- ③規格外小麦
 (財)十勝振興機構試算：小麦22円/kg = エタノール原料52円/L (2.7万トンの小麦から11600KLのエタノールを製造)

[担当課：大臣官房環境バイオマス政策課]

税 目	軽油引取税
〔要望事項〕	
バイオディーゼル燃料混合軽油に係る軽減措置の創設	

1. 政策目的

背景

- ・京都議定書目標達成計画において、バイオマス由来燃料の輸送用燃料を2010年までに50万KL導入することを閣議決定（2005年4月28日）
- ・「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」において、2030年頃までに600万KL（農林水産省試算）の生産を可能とする国産バイオ燃料の生産拡大に向けた工程表を作成。
- ・食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物の発生の抑制及び減量を推進し、循環型社会を構築していくことが必要。

現状と課題

- ・アメリカ、EUなどの諸外国において、バイオマス由来燃料の導入が近年加速化している。
- ・廃食用油等から再生利用されるバイオディーゼル燃料は、軽油と混合して利用する場合は、バイオディーゼル燃料混合分にも軽油引取税が課せられるため、普及拡大の足かせとなっている。

政策目的

バイオディーゼル燃料混合軽油にかかる軽油引取税のうち、バイオディーゼル燃料混合分を非課税とすることにより、利用拡大とCO₂削減等に寄与するとともに、食品循環資源の再生利用等の円滑な推進を図ることを目的とする。

2. 特例の概要



軽油：製油所出荷価格：2007年5-7月の平均卸売価格
(出典：石油情報センター)

バイオディーゼル燃料を軽油と混合して利用する場合、当該バイオディーゼル燃料分について、軽油引取税の課税を免除

(参考)バイオディーゼル燃料とは
 主に菜種油、大豆油、パーム油等の植物油をメチルエステル化等の化学処理をして製造される燃料。燃焼しても大気中のCO₂を増加させない特性を持った燃料であり、CO₂排出を減少させる。

[担当課：大臣官房環境バイオマス政策課]

税目	所得税・法人税
[要望事項]	エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度（バイオマスエタノール製造設備）の2年延長

1. 政策目的

背景

・京都議定書目標達成計画において、バイオマス由来燃料の輸送用燃料を2010年までに50万KL導入することを閣議決定（2005年4月28日）
 ・「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」において、2030年頃までに600万KL（農林水産省試算）の生産を可能とする国産バイオ燃料の生産拡大に向けた工程表を作成。

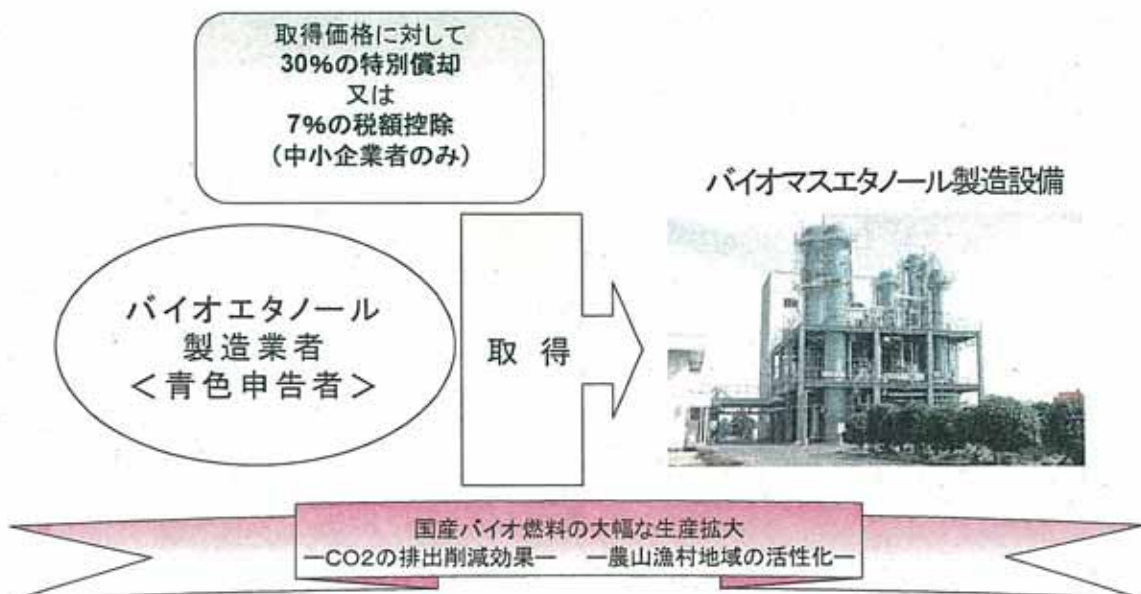
現状と課題

アメリカ、ブラジル、EUなどの諸外国において、バイオマス由来燃料の導入が近年加速化している。しかしながら、我が国においては、全国7箇所で大規模なバイオエタノールの実証試験を行っている段階であり、普及拡大が喫緊の課題である。
 こうした中、2007年度より「バイオ燃料地域利用モデル実証事業」において、実用化規模のプラント整備に着手し、バイオエタノールの生産・利用拡大を図ろうとしているところ。

政策目的

バイオエタノールの製造設備の導入を促進し、バイオエタノールの利用拡大を図りCO2削減や農山漁村地域の活性化等に寄与することを目的とする。

2. 特例の概要



[担当課：大臣官房環境バイオマス政策課]

税 目 所得税・法人税、固定資産税

〔要望事項〕

バイオ燃料の生産及び利用拡大に関する特例措置の創設

1. 政策目的

背景

・京都議定書目標達成計画において、バイオマス由来燃料の輸送用燃料を2010年までに50万KL導入することを閣議決定（2005年4月28日）
・「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」において、2030年頃までに600万KL（農林水産省試算）の生産を可能とする国産バイオ燃料の生産拡大に向けた工程表を作成。

現状と課題

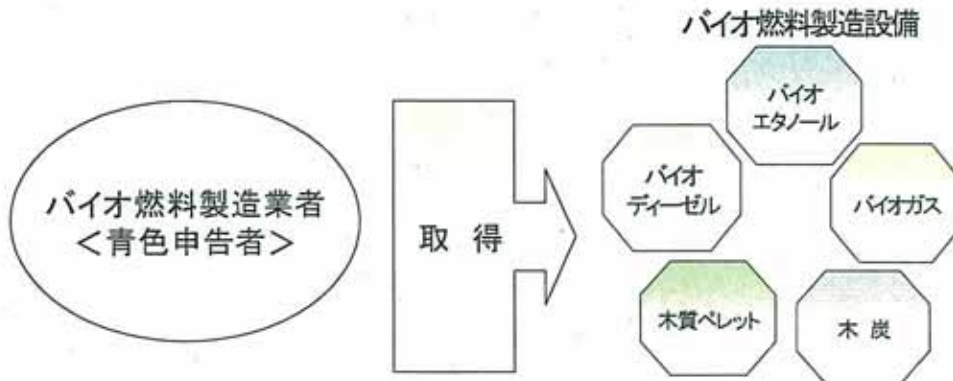
アメリカ、ブラジル、EUなどの諸外国において、バイオマス由来燃料の導入が近年加速化している。しかしながら、我が国においては、バイオ燃料の中でも特に注目されているバイオエタノールについて、全国7箇所で小規模な実証試験等を行っている段階であり、普及拡大が喫緊の課題である。
こうした中、2007年度より「バイオ燃料地域利用モデル実証事業」において、実用化規模のプラント整備に着手し、バイオ燃料の生産・利用拡大を図ろうとしているところ。

政策目的

バイオ燃料の利用拡大を図りCO₂削減や農山漁村地域の活性化等に寄与することを目的とする。

2. 特例の概要

- ① 所得税・法人税（国税）については、対象設備の取得価格に対して30%の特別償却又は7%の税額控除（中小企業者のみ）どちらかの選択適用を認める。
- ② 固定資産税（地方税）については、対象設備の取得価格に対する固定資産税の課税標準を、当該設備の価格の1/2の額とする。



※バイオエタノール製造設備については、固定資産税のみ対象とする。

国産バイオ燃料の大幅な生産拡大
—CO₂の排出削減効果— —農山漁村地域の活性化—

〔担当課：大臣官房環境バイオマス政策課〕

バイオ燃料地域利用モデル実証事業について

概要

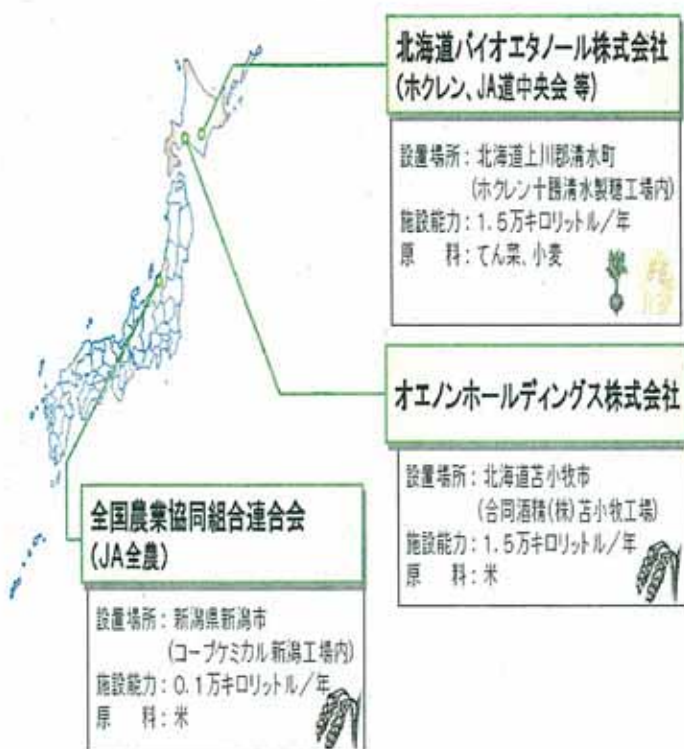
国産バイオ燃料の本格的な導入に向けて、原料調達からバイオ燃料の製造・供給まで、地域の関係者が一体となった取組に対してハード・ソフト両面で支援。

- ① 地域協議会活動経費(補助率:定額)
- ② バイオ燃料製造施設等の整備に要する経費(補助率:1/2)
- ③ 技術実証経費(補助率:定額) ※バイオエタノール事業のみ

平成19年度採択地区

バイオエタノール事業で3地区(3.1万KL)、バイオディーゼル燃料事業で5地区を採択(0.4万KL)

【バイオエタノール事業採択地区】



【バイオディーゼル燃料事業採択地区】



平成 19 年度における「全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会」の取組について

1 基本的な考え方

全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会は、バイオディーゼル燃料の安全利用に向けた規格の制定、安全かつ適正利用に必要なガイドラインの作成や技術研究を行うとともに、バイオディーゼル燃料化事業の円滑な普及発展を図り、もって持続可能な循環型社会の構築と地球温暖化対策に寄与することを目的として、平成 19 年 3 月 19 日に「全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会」（事務局：社団法人日本有機資源協会）を設立したところである。

平成 19 年度は実質初年度として、バイオディーゼル燃料の適切かつ安全な利用を進めていくため、「指針等作成委員会」及び「税制検討委員会」の 2 つの専門委員会を立ち上げ、それぞれの課題について議論を進めることとした。

また、我が国におけるバイオディーゼル燃料の円滑な普及・拡大に向けシンポジウムを開催するなど具体的な事業活動を積極的に展開した。

2 専門委員会

(1) 指針等作成委員会

バイオディーゼル燃料の品質確保及び適正使用の観点から、廃食油等原料の品質、バイオディーゼル燃料の製造、バイオディーゼル燃料製造過程で発生する副産物の適正処理、バイオディーゼル燃料を自動車燃料として利用する場合の留意点等を中心に議論し、バイオディーゼル燃料の原料収集から製造、利用までの指針を作成するものである。

第 1 回を平成 19 年 6 月 5 日、第 2 回を 9 月 18 日に開催した。指針は平成 19 年度末までの作成を目指している。

(2) 税制検討委員会

バイオディーゼル燃料混合軽油に対する軽油引取税の減免を可能とするスキームを検討する。このため、バイオディーゼル燃料混合燃料製造業者の管理やバイオディーゼル燃料の流通と軽油引取税の課税のあり方等を中心に議論・提言するものである。

第 1 回を平成 19 年 4 月 16 日、第 2 回を 7 月 9 日に開催し、減免スキームを取りまとめ、8 月 1 日に関係省庁（経済産業省、国土交通省、農林水産省、環境省）に対し、平成 20 年度税制改正に関する要望・提案を行った。

3 実態調査の実施

バイオディーゼル燃料の利用状況について、製造状況、混合濃度、設備状況などについての実態を把握する「バイオディーゼル燃料利用実態調査」を平成19年6月～8月にかけて実施したところである。調査結果については（現在集計中）、「指針等作成委員会」及び「税制検討委員会」の検討・議論に資する。

4 シンポジウム

シンポジウムは、我が国におけるバイオディーゼル燃料の円滑な普及・拡大を目的とするほか、協議会のPR、会員同士の交流の場となるだけでなく、新たな会員の掘り起こしの場となりうる。

このため、基調講演、先進的な取組事例の発表、パネルディスカッション等を行うシンポジウムを平成19年8月6日に開催した。

全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会シンポジウムプログラム

開催日：平成19年8月6日（月）13:30～16:30

場 所：ウイングス京都 イベントホール

<プログラム>

13:30～13:45 開会・来賓挨拶



榎 本 頼 兼

全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会会長
京都市長



内 海 貴 夫

京都市会議長
NPO法人国境なき環境協働ネットワーク理事長

13:45～14:00 ビデオレター／（15分）



片 山 右 京

全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会名誉会員
レーシングドライバー

14:00～14:30 基調講演「今こそ、国産バイオ燃料」／（30分）



西 郷 正 道

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長

14:30～15:00 各省の取組／（各10分、計30分）

内 野 宏 人

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課課長補佐

多 田 善 隆

国土交通省自動車交通局技術安全部環境課地球温暖化対策室課長補佐

下 村 善 嗣

環境省地球環境局地球温暖化対策課課長補佐

15:15～16:30 パネルディスカッション／（1時間 15分）
テーマ「バイオディーゼル燃料の利活用との方策について」

コーディネーター：



中 村 一 夫

全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会幹事
京都市環境局課長
京都大学エネルギー科学研究科客員准教授

パネラー：



池 上 詢

全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会副会長
同協議会指針等作成委員会委員長、京都大学名誉教授



藤 井 絢 子

全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会副会長
NPO法人菜の花プロジェクトネットワーク代表



青 山 裕 史

全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会幹事
油藤商事株式会社専務取締役



西 脇 悦 子

京都市地域女性連合会会長、
京都市ごみ減量推進会議



福 田 桂

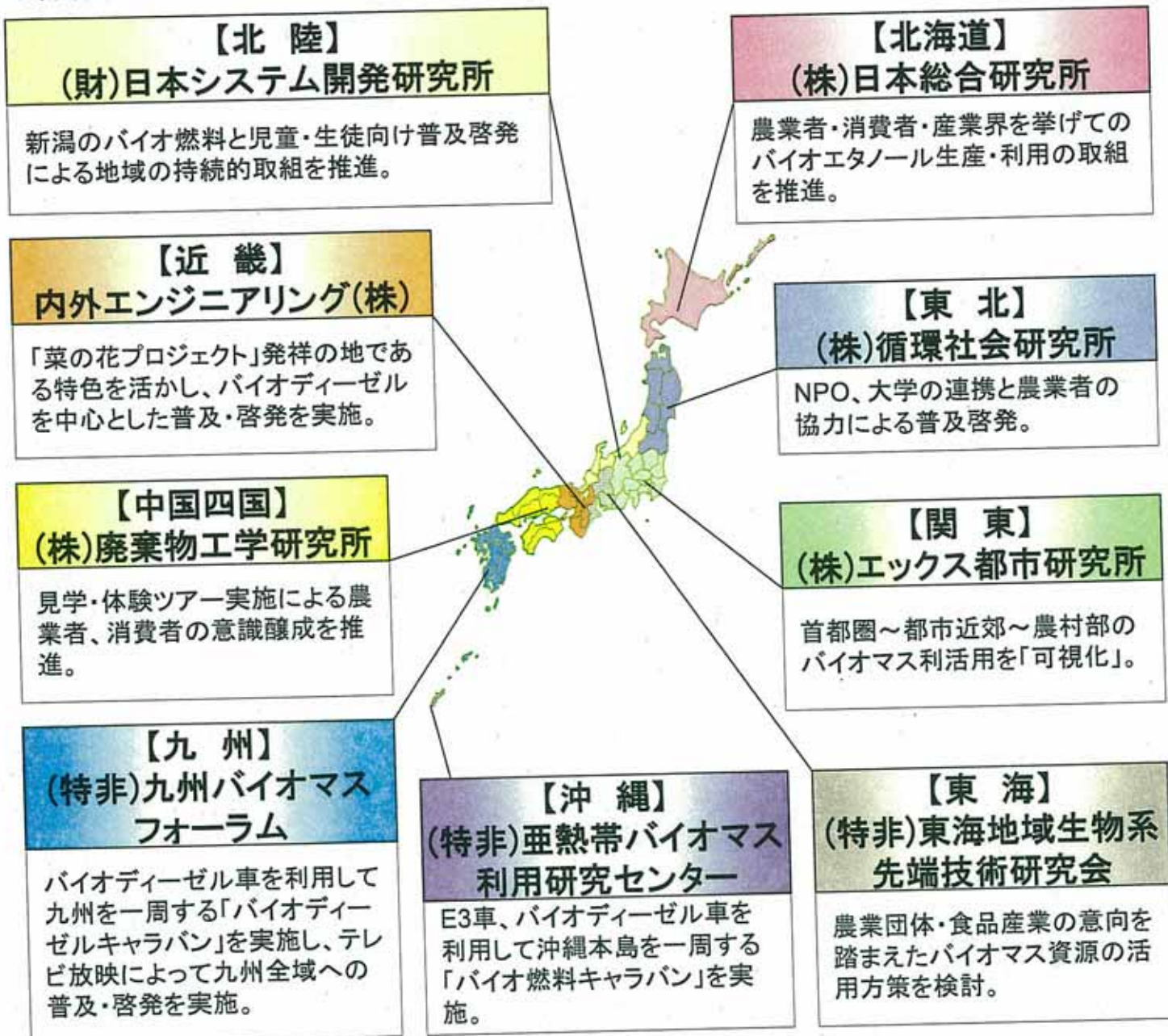
全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会税制検討委員会委員
株式会社三菱総合研究所研究員

16:30 閉会の挨拶

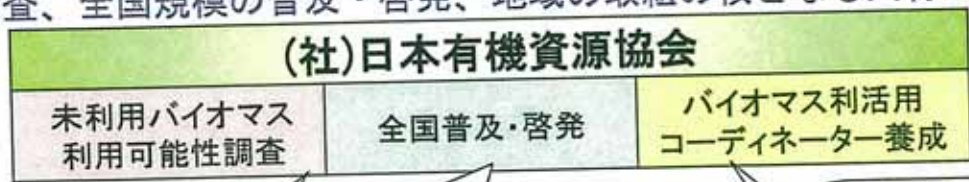
今 井 伸 治

社団法人日本有機資源協会専務理事

地域事業 地域に眠る未利用のバイオマスを発見し、地域によるバイオマスの利活用促進のための普及・啓発活動を実施します。



全国事業 地域バイオマスの利用を加速化するため、未利用のバイオマスの利用可能性調査、全国規模の普及・啓発、地域の取組の核となる人材の育成等を実施します。



◆全国7箇所のバイオエタノール実証事業に関連した調査によるコスト要因等の把握。
◆十勝地域における木質バイオマス利活用可能性調査の実施。

◆全国9ブロックで設立される“発見活用協議会”の全国会議を開催。
◆全国規模のシンポジウム・見本市等普及啓発を実施。

◆豊富な技術的知見を有し、関係者間の調整等地域の取組をコーディネートできる「現場で動くことのできる」人材の育成を実施。

研究独法バイオ燃料研究推進協議会について

1 目的

関係省傘下の研究独法が、国産バイオ燃料生産拡大工程表に基づき、情報交換や共同研究等への取り組みを推進し、バイオ燃料生産技術の研究開発を加速することを目的に設立。

2 設置

平成19年4月20日

3 構成法人

バイオ燃料に係る研究を実施している12の独立行政法人で構成。

(独)交通安全環境研究所

(独)国際農林水産業研究センター

(独)国立環境研究所

(独)産業技術総合研究所

(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構

(独)森林総合研究所

(独)水産総合研究センター

(独)土木研究所

(独)農業環境技術研究所

(独)農業・食品産業技術総合研究機構(事務局)

(独)農業生物資源研究所

(独)理化学研究所

※代表幹事：農業・食品産業技術総合研究機構理事長

4 主な活動状況

① 研究独法バイオ燃料研究推進協議会設立総会(4月20日)

② バイオマス合同研究会(6月13日)

バイオ燃料と国際的穀物需給の現状について情報交換

③ 総合科学技術会議に協議会の活動状況を報告(6月19日)

④ バイオマス合同研究会(7月19日~20日)

ゲノム情報を利用した新物質生産技術についての情報交換と、
(財)十勝圏振興機構の視察

5 今後の予定

① 研究会の開催(11月開催予定)

② 協議会主催のシンポジウム開催(来年1月頃の開催を検討)

『持続型、循環型社会の実現を目指したバイオ燃料の生産(仮題)』